

改正

平成21年6月23日規則第24号

平成31年3月26日規則第7号

六ヶ所村工場等設置奨励条例施行規則

六ヶ所村工場設置奨励条例施行規則（平成5年規則第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、六ヶ所村工場等設置奨励条例（平成13年条例第9号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（特定事業）

第2条 条例第2条第1号に規定する特定事業は、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成17年法律第30号）附則第4条の規定による新事業創出促進法（平成10年法律第152号）附則第9条の規定による廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭和63年法律第32号）第2条第2項に規定する事業、半島振興法（昭和60年法律第63号）第9条の5の規定による認定産業振興促進計画に記載されている業種及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年号外法律第40号）第14条第2項の規定による承認地域経済牽引事業計画に記載されている地域経済牽引事業とする。

（指定の申請）

第3条 条例第3条第1項の規定により、工場等の新設又は増設について指定を受けようとする場合は、指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 法人の登記事項証明書
- (2) 定款、寄付行為又は規約
- (3) 土地及び建物の登記事項証明書
- (4) 工場等の取得費用を証明できる書類の写し又は工場等に係る賃貸借契約書の写し
- (5) 位置図、建物の配置図及び各階ごとの平面図
- (6) 不動産及び重要な動産の取得に係る契約書の写し
- (7) 従業員の住民票の写し又は戸籍の附票の写し
- (8) その他村長が必要とする書類

（指定書の通知）

第4条 村長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、指定（不指定）書（様式第2号）により通知するものとする。

（奨励措置の申請）

第5条 条例第10条第1項の規定による申請は、次の表の奨励措置の区分に応じて行わなければならない。

奨励措置	申請書	添付する書類	申請期限等
固定資産税の課税免除	固定資産税課税免除申請書（様式第3号）	ア 指定書の写し イ 課税免除の申請に係る固定資産の明細書 ウ その他村長が必要とする書類	課税されることとなる年度の属する年の3月15日まで
普通財産の貸付け	普通財産貸付申請書（様式第4号）	ア 指定書の写し イ その他村長が必要とする書類	貸付希望期間の初日の30日前まで
雇用奨励金の交付	雇用奨励金交付申請書（様式第5号）	ア 指定書の写し イ 従業員名簿の写し及び住民票又は戸籍の付票の写し ウ その他村長が必要とする書類	操業後1年、2年又は3年をそれぞれ経過した日から14日以内

		する書類	
福利厚生施設奨励金の交付	福利厚生施設奨励金交付申請書（様式第6号）	ア 指定書の写し イ 福利厚生施設の設置を証する書類 ウ 奨励金交付に係る固定資産税の明細書 エ その他村長が必要とする書類	固定資産税課税年度の5月1日から5月15日まで

（奨励措置の決定）

第6条 村長は、前条の申請があった場合は、これを審査し、その結果を次に掲げる通知書により通知するものとする。

- (1) 固定資産税の課税免除 固定資産税課税免除決定通知書（様式第7号）
- (2) 普通財産の貸付け 普通財産貸付（不貸付）決定通知書（様式第8号）
- (3) 雇用奨励金の交付 雇用奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第9号）
- (4) 福利厚生施設奨励金の交付 福利厚生施設奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第10号）

（雇用奨励金等の請求）

第7条 前条第3号又は第4号に規定する奨励金の交付決定を受けた者は、当該奨励金を請求しようとするときは、当該交付決定通知を受けた日から30日以内に請求書を村長に提出しなければならない。

（事業の変更等の届出）

第8条 条例第11条の規定による届出は、指定を受けた内容に変更が生じたときにあっては指定事項変更届（様式第11号）により、事業を休止又は廃止しようとするときにあっては事業休止（廃止）届（様式第12号）により村長に提出しなければならない。

（指定の取消し等）

第9条 村長は、条例第12条の規定により、指定の取消し又は奨励措置の停止若しくは取消しをしたときは、指定等取消（停止）通知書（様式第13号）により指定工場等に係る誘致企業又は事業用資産賃貸者に通知するものとする。

（奨励措置の承継の届出）

第10条 条例第13条第2項の規定による届出は、奨励措置承継届（様式第14号）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 指定書の写し
- (2) 承継したことを証明する書類の写し
- (3) 承継者の経歴及び事業実績の概要
- (4) 法人の登記事項証明書

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月23日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月26日規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（六ヶ所村定住促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

2 六ヶ所村定住促進住宅設置及び管理に関する条例施行規則（平成14年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号アを次のように改める。

六ヶ所村工場等設置奨励条例（平成13年条例第9号）第2条第2号の規定による協定書の写し